

平成30年
3月 改訂版



わくわく子育てブック

Happy



宮古島市 児童家庭課

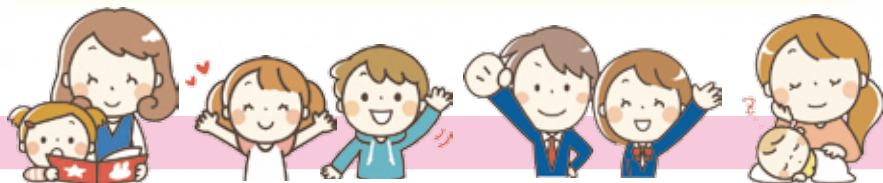
わくわく子育てブックス

Happy



も く じ

赤ちゃんができたら・生まれたら	4
感染症予防	5
手当・助成制度	6
保育所？幼稚園？どちらを選びますか？	11
公立保育園・公立幼稚園・公立認定こども園について	14
認可保育所	16
●公立保育所	26
●法人保育所	32
●小規模保育施設	42
●家庭的保育施設	46
幼稚園	
●宮古島市立幼稚園	48
●私立幼稚園	55
認定こども園	
●公立認定こども園	56
●私立認定こども園	58
特別支援学校	
●特別支援学校	59
宮古島市子育て支援センター	60
児童館	64
こども食堂	68
放課後児童クラブ	69
病児・病後児保育施設	70





一時保育	72
ファミリーサポートセンター	73
子育て短期支援事業『ショートステイ』	74
宮古島市ひとり親家庭等 認可外保育施設利用料補助事業	75
沖縄離島住民等交通コスト負担軽減事業	76
JTAドーム	77
図書館	78
博物館	80
みやからのお知らせ（子どもの食事）	82
支援室 ゆい ～気になること・困っていることはありませんか？～	84
サポートノート「えいぶる」	85
女性の相談窓口	86
子どもの相談窓口	87
沖縄県中央児童相談所宮古分室 ／児童家庭支援センターはりみず	88
子どものSOS	89
相談窓口一覧	90
宮古島市子育てマップ	92
市が管理している公園一覧	94
いろんな公園で遊んでみよう！	96
お祭り・イベントに行ってみよう！	98

子ども子育てに関する総合的な利用者支援

日々の子育ての中で、悩んだり迷ったりしていることはありませんか？
妊娠や子育てで家庭のさまざまな相談や情報の提供に応じます。

宮古島市役所児童家庭課 利用者支援専門員 ☎73-1966

赤ちゃんができたら・生まれたら



●お問い合わせ先●

平良保健センター ☎ 73-4572
下地保健福祉センター ☎ 76-2785
宮古島市役所 健康増進課 ☎ 73-1978

赤ちゃんができたら

- 親子健康手帳（母子手帳）の交付
平良保健センターにて交付します。
- 妊娠中の相談
随時、平良・下地保健センターで行っています。
- マタニティスクール等
妊娠・出産育児に関する教室です。



健康増進課又は平良保健センターにお問い合わせください。

赤ちゃんが生まれたら

- 乳幼児全戸訪問
保健師・母子保健推進員が赤ちゃんの生まれた全てのお宅へ訪問し、育児や産後の相談に応じます。
- 赤ちゃん広場
予防接種、家族計画・離乳食等の話しをしたり、相談を受けます。母親同士の交流も楽しめます。（実施場所：平良保健センター）



- 4ヶ月児・10ヶ月児・1歳6ヶ月児・3歳児（3歳5～6ヶ月頃）健診
日程、会場については個人通知します。

●子育て相談●



すくすく相談・ことばのすくすく相談・のびのび教室など子育て中の保護者等を対象に実施します。乳幼児の発育・発達に関する相談を中心に乳幼児健診の事後フォローを専門職（保健師・助産師・臨床心理士・言語聴覚士・保育士・栄養士等）で行います。

感染症予防

予防注射



●お問い合わせ先●

宮古島市役所 健康増進課 ☎ 73-1978

集団接種

市が決定した日時・場所で接種を行います。

予防接種の種類	対象年齢
DT (ジフテリア・破傷風混合)	小学6年生
MR 2期 (麻しん・風しん混合)	幼稚園年長児

個別接種

病院（指定医療機関）で、本人が接種可能な日に個別で接種をします。

予防接種の種類	対象年齢
MR1・2期 (麻しん・風しん混合)	MR 1期：1歳児～2歳未満 MR 2期：幼稚園年長児
日本脳炎	1期初回：3歳 1期追加：4歳 2期：9歳以上13歳未満
子宮頸がん	※厚生労働省及び宮古島市では、平成25年6月より、接種勧奨を控えています。 中学1年生 (13歳相当) ～高校1年生 (16歳相当) の女性
ヒブ	生後2ヶ月～5歳未満
小児用肺炎球菌	(5歳の誕生日の前日まで)
BCG	生後5ヶ月～1歳未満
4種混合 (DPT、不活性ポリオ混合)	生後3ヶ月～7歳6ヶ月未満
水痘 (水ぼうそう)	1歳～3歳未満
B型肝炎	生後2ヶ月～1歳未満
DT	小学6年生

手当・助成制度

* H30. 2.28 現在の内容です。
今後変更になることもあります。

●お問い合わせ先●

宮古島市役所児童家庭課 家庭支援係
☎ 72-3751

手当・助成・就労支援等

●児童手当

中学校卒業まで（15歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の児童を養育している方を対象に支給します。支給時は、6月・10月・2月です。



支給内容

3歳の誕生日月までは一律	15,000円
3歳の誕生日翌月から小学校修了前（第1、2子）	10,000円
3歳の誕生日翌月から小学校修了前（第3子以降）	15,000円
中学生は一律	10,000円



*「第3子以降」とは高校卒業前まで（18歳の誕生日後の最初の3月31日まで）の養育している児童のうち3番目以降を言います。

*児童を養育している方の所得が所得制限額以上の場合は一律5,000円

●児童扶養手当

父母の離婚や死別などによるひとり親家庭や父または母にかわって児童（18歳に達する年度末までの子）を養育する人に支給します。

児童扶養手当 の月額 (平成29年4月から)	子どもが一人の場合	全部支給	42,290円
		一部支給	42,280円～9,980円
	子どもが2人目の加算額	全部支給	9,990円
		一部支給	9,980円～5,000円
	子どもが3人目以降の加算額（1人につき）	全部支給	5,990円
		一部支給	5,980円～3,000円

(一部支給は、所得に応じて決定されます。)

●特別児童扶養手当

身体または精神に障がいのある20歳未満の子どもを養育している人に、その障がいの程度により手当が支給されます。

*所得制限あり

支給内容 (平成29年4月～)

1級・・・児童1人につき	月額	51,450円
2級・・・児童1人につき	月額	34,270円

● 子どもの医療費助成制度

宮古島市に住所を有し、健康保険加入している中学3年生までの子どもを対象とし医療費の自己負担額(保険診療医療費)を助成する制度です。(※生活保護やその他の制度で助成を受ける事ができる人は除きます。)

- ・対象年齢 通院・・・0～未就学児
入院・・・0～中学卒業まで

※助成対象とならないもの

- 保険診療対象外(自費)の費用
- 保険外診療費・診断書や証明書料・健康診査料
- おむつ代・ベット差額料・薬の容器代など

● 『受給資格者証』発行手続きの流れ

赤ちゃんの誕生
または
宮古島市への転入



宮古島市児童家庭課にて
受給資格者証の
発行手続き

● 受給資格者証の発行手続きに必要なもの

- ・対象児の名前が記載されている健康保険証・保護者名義の預金通帳・印鑑

● 助成方法

① 現物給付方式

保険医療による医療費の自己負担分について、窓口で支払う事なく、無料で医療が受けられます。

② 自動償還方式

医療機関の窓口で一旦お支払いすると、後日保護者の指定された口座へ自動振込となります。

③ 償還払い方式

県外で受診した場合または、①②方式が利用できなかった場合は、医療機関で一旦お支払いいただき、後日、児童家庭課の窓口にて申請することにより保護者の指定された口座へ振込いたします。

※宮古島市外へ転出の際は、児童家庭課窓口まで受給資格者証の返却をお願いします。資格喪失後に受給資格者証を使用された場合は、当該医療費を市に返還していただくこととなりますのでご注意ください。

● # 8 0 0 0 (小児救急電話相談窓口) を活用しましょう!

小さなお子さんをお持ちの保護者の方が、休日・夜間の急な子どもの病気にどう対処したらよいのか、病院の診療を受けた方がいいのか等判断に迷った時に、小児科医師・看護師への電話(# 8 0 0 0)による相談ができます。【受付時間】毎日/午後7時～午後11時まで

● 出産祝金

宮古島市では同一世帯の出生児1人につき、第1子及び第2子は30,000円、第3子以降は、50,000円の祝金を交付します。交付対象者は出生児の父母（出産予定日の6ヶ月前から宮古島市に住所を有する方）で、交付申請期間は子が出生した日から3ヶ月を経過し1年以内（1歳の誕生日まで）となっています。

※但し、市民税、保育料等を滞納している場合は、祝金を交付されない場合があります。



● 養育支援訪問事業

養育支援が必要と判断された家庭に対し、訪問による支援を実施します。

● 母子・父子家庭等医療費助成

【対象者】

宮古島市内に住所があり、医療保険に加入している次の者が対象になります。

- ① 母子家庭の母と児童
- ② 父子家庭の父と児童
- ③ 養育者が養育する父母のいない児童

*児童とは、18歳に到達した日の最初の3月31日までにいる者をいいます。
(4月1日生まれの児童においては、前日3月31日まで。)

【助成の内容】

- ① 助成期間：対象児童が18歳到達後の最初の3月31日まで
- ② 助成範囲：保険診療による自己負担分から1000円を控除した額

*通院には、1人1ヶ月医療機関ごとに1000円の控除があります。



●ひとり親支援

○日常生活支援事業

ひとり親家庭が、一時的に家事・育児が困難になったとき、生活支援員を派遣し、食事や身の回りの世話、保育サービスを行います。

○高等職業訓練促進給付金

母子家庭の母又は父子家庭の父で、就職の際に有利であり、かつ、生活の安定に資する資格の取得を促進するため、看護師や保育士、介護福祉士などの資格取得を目指すために、1年以上養成機関へ修業(上限3年)している方を対象に、生活の負担の軽減を図るため、「高等職業訓練促進給付金」として月額10万円(課税世帯は7万500円)を支給します。

○自立支援教育訓練給付金

母子家庭の母や父子家庭の父の自立を支援するため、仕事に役立つ資格取得をサポートします。

指定教育訓練講座を受講し、終了した場合、受講料の60パーセントが支給されます。

*事前に必ず申請してください。

(指定教育訓練講座申込み後は受付できません。)

○母子父子寡婦福祉資金貸付金

母子家庭の母や父子家庭の父、寡婦の経済的自立と生活の安定と、児童の福祉向上を図るための貸付制度があります。

【対象者】

- ① 母子家庭の母又はその児童 (20歳未満)
- ② 父子家庭の父又はその児童 (20歳未満)
- ③ 寡婦 (かつて母子家庭の母として児童を扶養していたことのある方)
- ④ 40歳以上の配偶者のいない女子 (母子家庭の母及び寡婦を除く。)
- ⑤ 父母のいない児童



貸付金の種類 (12種類)

事業開始資金 事業継続資金 修学資金 技能習得資金
修業資金 就職支度資金 医療介護資金 生活資金
住宅資金 転宅資金 就学支度資金 結婚資金

【連帯保証人】

貸付金の種類によっては、連帯保証人を立てることによって、無利子で貸付を受けることが出来ます。また、連帯保証人を立てず有利子を選択することも可能です。詳しくは事前にご相談ください。

【その他】

貸付については、貸付資金の種類に応じて条件が異なります。申請してから決定まで時間を要しますので、詳しくはお問い合わせください。

● 出産・育児一時金

(問い合わせ 国民健康保険課 ☎ 73-1973)

国民健康保険に加入中の方が出産したときは、その世帯の世帯主に対し、出産育児一時金として原則 42 万円が支給されます。(平成 21 年 1 月創設の産科医療保障制度加入病院に限る。それ以外は 40.4 万円。)一時金を直接出産費用に充てることのできる「直接支払い制度」もあります。

* 国保以外の保険の加入者については、その加入保険の担当にお問い合わせください。

● 未熟児養育医療制度

(問い合わせ 宮古島市役所 健康増進課 ☎ 73-1978)

2000g²以下の赤ちゃん、または、身体機能が未熟なため入院を必要とする児に対して、指定医療機関における医療費を公費で負担します。なお、所得に応じて自己負担金があります。

● 育成医療

(問い合わせ 宮古島市役所 障がい福祉課 ☎ 73-1975)

現在身体に障がいがあるか、または現にある疾患に対する治療を行わないと将来一定の障がいを残すと認められる児童（18 歳未満）で、手術などの治療によりその症状が軽くなり、日常生活が容易にできるようになると認められる場合に、その治療に要する医療費を一部支給する制度です。

対象になる疾患や申請方法、制度についての詳しい内容等についてはお問い合わせください。

● 小児慢性特定疾患

(問い合わせ 宮古保健所 地域保健班 ☎ 72-8447)

小児難病等の医療費の公費助成制度です。





保育所? 幼稚園? どちらを選びますか?

さて、突然ですが、みなさんに質問です。

お子さんが小学校就学前には、保育所、幼稚園、どちらに通わせたいですか?

『幼稚園は教育をするところ?』『保育所は保育するところ?』というような捉えられ方もされがちですが、『幼稚園だから』『保育所だから』という区切りだけでは、本当に自分の子どもに合った園かどうかはわかりません。

ここでは、保育所と幼稚園の基本的な違いについてみてみましょう。

●保育所と幼稚園の基本的な違い

	保育所 (2号認定、3号認定)	幼稚園 (1号認定)
所管	厚生労働省 (宮古島市→福祉部児童家庭課)	文部科学省 (宮古島市→市教育委員会学校教育課) ※認定手続きなど、一部の事務は福祉部児童家庭課にて補助執行しています。
目的	日々保護者の委託を受けて、保育が必要なその乳児(1歳未満)又は幼児(満1歳から小学校就学の始期まで)を保育(養護と教育)すること。	義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身の発達を助長すること。
機能	保護者の就労等により保育が必要な乳児又は幼児、その他の児童を保育する児童福祉施設	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児を対象に教育を行う学校

●宮古島市の保育所と幼稚園 施設の違い

	保育所 (2号認定、3号認定)	幼稚園 (1号認定)
対象	0歳から就学前の保育が必要な児童 (保護者の就労等による入所要件あり)	満5歳から就学前の幼児 (入園要件なし、一部4歳児受け入れ)
入所開始	4月1日	4月7日 (4月6日まで学年始休業日)
土曜保育	あり / 7:30 ~ 18:30	なし / ※預かり保育なし
利用時間	7:30 ~ 19:30	8:15 ~ 12:00 ※預かり保育は、~18:00
長期休業	通常どおり保育します	休園です。 ※春休みの預かり保育はなし。

●保育所と幼稚園の教育・保育の内容

保育士や幼稚園教諭は、その教育・保育の内容について、保育所は保育所保育指針、幼稚園は幼稚園教育要領に基づいて計画し実施しています。保育所保育指針には3歳未満の乳幼児の保育に関わるねらい及び内容についての記述があるという違いはありますが、その他の特に幼児教育に関する部分で共通化が図られています。例として、「言葉」という領域のねらいと内容を見てみましょう。



保育園

『保育所保育指針』

第2章 保育の内容

3 3歳以上児の保育に関するねらい及び内容

(2) ねらい及び内容

エ 言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

(ア) ねらい

- ①自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- ②人の言葉や話しなどをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- ③日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、保育士等や友達と心を通わせる。

幼稚園

『幼稚園教育要領』

第2章 ねらい及び内容

言葉

経験したことや考えたことなどを自分なりの言葉で表現し、相手の話す言葉を聞こうとする意欲や態度を育て、言葉に対する感覚や言葉で表現する力を養う。

1 ねらい

- (1) 自分の気持ちを言葉で表現する楽しさを味わう。
- (2) 人の言葉や話などをよく聞き、自分の経験したことや考えたことを話し、伝え合う喜びを味わう。
- (3) 日常生活に必要な言葉が分かるようになるとともに、絵本や物語などに親しみ、言葉に対する感覚を豊かにし、先生や友達と心を通わせる。

指針の「保育士等」が「先生」と読み替えられる以外は全く同じです。このほかにも、「健康」「人間関係」「環境」「表現」5領域全てにおいて、ほぼ同じです。つまり、保育所でも幼稚園と同じく教育に関わる活動を行っています。就学前における教育活動については、遊びを通して学びの基礎（芽生え）を培う内容を重要視するため、なかなか「教育をおこなっている」とみることが難しいのです。

ですから、お子さんの就学前の教育活動について、保育所に通わせるか、幼稚園へ通わせるか、その判断は、保護者の就労等により、保育が必要な要件に該当するか否かだと考えることができます。



●幼稚園でも一日保育をしているの？

幼稚園でも一日保育を実施していると思われる方もいらっしゃると思います。

幼稚園は基本的に4時間程度の教育標準時間が設定され、教育時間終了後は降園となりますが、一部の園児は「教育課程に係る教育時間の終了後等に行う教育活動」を受けることができます。

いわゆる「預かり保育」というものです。

宮古島市では、預かり保育を利用する場合の要件が、保育所入所基準に準じています。

これは、認定区分の2号認定の要件に該当している子が、1号認定で幼稚園を利用しているという状態ですから、保護者が家庭にいる子は利用できません。

これまでは、ほとんどの保育所で保育年限が4歳児まででしたので、地域の実情に応じて預かり保育が実施されてきました。また、給食提供の義務づけがありませんので、ケイタリングを利用するか毎日弁当を持参するほか、土曜日と春休みの預かり保育は実施していません。

放課後児童クラブの利用も、就学する年の4月1日からと定められていますので、就業している保護者にとっては、幼稚園修了式の翌日から春休みの間の子どもの保育が一番の課題となっています。



— 沖縄の五歳児保育のふしぎ —

沖縄の公立幼稚園のほとんどは、5歳児一年限の保育期間で、公立小学校に併設され、その小学校の校長先生が園長先生を兼務しています。

これは、戦後、米軍統治下時代の名残でしょう。

戦前は、幼稚園と言えば裕福な家庭の子が通う学校でしたが、戦後、米軍統治下のもと、アメリカ政府の補助により就学前のプレスクールの位置づけで幼稚園整備が進められました。

しかし、財政難のため補助は一年で打ち切られますが、その後も幼稚園普及が地域から根強く支持され、復帰後保育所整備と併せて幼稚園整備を行うも、財政的な負担が大きかったことから、

幼稚園では当面の間五歳児のみ受け入れを行うとされました。

この、「当面の間五歳児のみを受け入れる」が「小学校へ入学する前の一年間は幼稚園へ行く」という意識となり、今も根強く残っているようです。

全国的には、0～5歳で保護者が就労等で昼間保育できなければ保育所へ、3～5歳で集団教育を受けさせたい場合は幼稚園へ、という意識がスタンダードといえます。



公立保育園・公立幼稚園・認定こども園について

	●公立保育所	●公立幼稚園
開所日時	【保育時間】 月～土 7:30～18:30 (延長あり) 休 み 日曜・祝祭日等	幼稚園 月～金 8:15～12:00 休 み 土日祝祭日、夏・冬・春期休業等
問い合わせ	児童家庭課 73-1966	児童家庭課 73-1966
教育・保育内容の基準	保育所保育指針に基づく保育 (養護と教育)	幼稚園教育要領に基づく教育
入園・入所の資格	宮古島市に居住する0歳～小学校就学前保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、家庭において十分に保育ができない理由が認められること (保育の必要性の認定 16p)	宮古島市に居住する4歳児～5歳児
職員の配置基準	0歳児クラスは3人に対して保育士1人 1・2歳児クラスは6人に対して保育士1人 3歳児クラスは20人に対して保育士1人 4・5歳児クラスは30人に対して保育士1人	5人以上35人以下のクラスに対して幼稚園教諭1人
昼 食	給 食	な し
職員の資格等	保育士 (保育士資格) ※看護師、准看護師、幼稚園教諭 小学校教諭、養護教諭でも可能な場合有	幼稚園教諭 (幼稚園教諭免許)
利 用 料	保護者の市民税課税額 (所得割) により算定されます	保護者の市民税課税額 (所得割) により算定されます

(法人保育所・認可外保育所・小規模保育施設・家庭的保育施設・私立幼稚園・私立認定こども園については各園にお問い合わせください)

平成30年2月28日現在

		●公立認定こども園	
預かり保育	1号認定	2号・3号認定	
月～金 教育時間終了後～18:00 夏・冬期休業期 8:15～18:00 休み 土日祝祭日、春期休業等	月～金 8:15～14:00 休み 土日祝祭日、夏・冬・春期休業等	保育所と同等	
児童家庭課 73-1966	児童家庭課 73-1966	児童家庭課 73-1966	
幼稚園教育要領に基づく教育時間の時間外に行う教育活動	幼保連携型認定こども園教育・保育要領《保育所保育指針と幼稚園教育要領との共通化が図られている》		
保護者が働いていたり病気の状態にあるなどのため、家庭において午後の保育ができない理由が認められること(勤務証明書の提出が必要です。)	宮古島市に居住する3歳児～5歳児	公立保育所と同じ	
30人以内のクラスに対して幼稚園教諭または保育士1人	0歳児クラスは3人に対して保育教諭1人 1・2歳児クラスは6人に対して保育教諭1人 3歳児クラスは20人に対して保育教諭1人 4・5歳児クラスは30人に対して保育教諭1人		
弁当持参又はケータリング(1食300円・月契約)	給食 ※別途徴収有 ※8月徴収なし	給食	
保育士(保育士資格)、幼稚園教諭(幼稚園教諭免許)又は市町村長が行う研修を終了した者(ただし、担当職員の半数以上は、保育士資格または幼稚園教諭資格を有する者)	保育士(保育士資格)、幼稚園教諭(幼稚園教諭免許)併有		
月額 5000円 おやつ代は別途徴収	保護者の市民税課税額(所得割)により算定された設定額+園が設定する必要経費	2号 公立保育所の設定額+園が設定する必要経費 3号 公立保育所と同じ	

認可保育所

1. 認可保育所(園)とは

* H30. 2.28 現在の内容です。
今後変更になることもあります。

●お問い合わせ先●

宮古島市役所児童家庭課 保育係 ☎ 72-3751

●宮古島の保育所(園)

保育所(園)には認可保育所(園)と認可外保育園があります。認可保育所(園)は公立保育所と私立保育所(園)に分かれています。その中でも形態の違いによりさらに分かれています。

※ここでご説明するのは認可保育所(園)になります。認可外保育園については直接その園へお問合せください。

認可保育所(園)

公立

保育所

東保育所 西城保育所 伊良部保育所 佐良浜保育所
砂川保育所 北保育所 馬場保育所 福里保育所

認定こども園

下地認定こども園(2号・3号)
上野認定こども園(2号・3号)

私立

保育所(園)

花園保育所 みつば保育園 聖ヤコブ保育園 あげぼの保育園 竹の子保育園
カンガルー保育園 ひよどり保育園 ふたば保育園 ひばり保育園 あさひっこ保育園
心愛保育園 おおぞら南保育園 いけむら保育園 光の園保育園 こくふくこ保育園
福寿保育園 ていだの子保育園 キッズハウスたんぼぼ保育園

小規模保育施設

入江保育園 ちゅうりっぷ保育園
ゆめの子保育園 めぐみ保育園
保育ルーム下里 クララ保育園
とっこ保育園

家庭的保育事業所

ひまわり家庭保育ルーム
家庭的保育ルームくる
COSMIC 保育園

認定こども園

はなぞのこどもえん
(2号・3号)

認可外保育園

はっぴい保育園 リズム保育園 わらび保育園 しろくま託児所

●保育所（園）の役割

保護者の就労や疾病の為、昼間、家庭において十分に保育をすることができない（保育を必要とする）児童を保護者に代わって保育することを目的とした児童福祉施設です。

したがって、すべての児童が無条件で入所できるわけではありませんので、入所基準等を十分に確認されたうえでお申し込みください。

●年度途中の入所について

入所希望日	申込受付開始日	申込受付期限
平成30年4月1日	平成29年10月25日(水)～ 平成29年11月10日(金)	平成29年11月10日(金)
平成30年5月1日	平成29年11月10日(金)以降	平成30年4月2日(月)
平成30年6月1日		平成30年5月1日(火)
平成30年7月1日		平成30年6月1日(金)
平成30年8月1日		平成30年7月2日(月)
平成30年9月1日		平成30年8月1日(水)
平成30年10月1日		平成30年9月3日(月)
平成30年11月1日		平成30年10月1日(月)
平成30年12月1日		平成30年11月1日(木)
平成31年1月4日		平成30年12月3日(月)
平成31年2月1日		平成31年1月4日(金)
平成31年3月1日		平成31年2月1日(金)

年度途中からの入所を希望する場合は、入所開始希望月の前月初日までに宮古島市役所児童家庭課にて申込みを行ってください。(入所開始日は原則月初日です)

2. 認可保育所（園）入所基準・入所理由

対象となる児童は、宮古島市に住所を有し保護者が次のいずれかの事情にある0歳（おおむね生後3ヵ月）～5歳までの集団保育が可能な児童です。

※0歳の受入月齢は、園によって異なります

保護者の状況	入所理由
① 就労	ひと月において、月64時間以上働いている
② 産前・産後	妊娠中、または出産後の休養が必要である
③ 保護者の疾病・障がい等	病気やケガ、または精神や身体に障害がある
④ 介護・看護等	親族を介護、または看護している
⑤ 災害復旧等	災害の復旧にあたっている(震災、火災、風水害等)
⑥ 求職活動	求職活動(起業の準備を含む)を継続的に行っている
⑦ 就学	大学や職業訓練校、専門学校等に通っている
⑧ 虐待等のおそれ	虐待や配偶者からのDV(家庭内暴力)のおそれがある
⑨ 育児休業	育児休業取得中に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要である

※上記の基準に該当しない場合、基準に該当しているが定員に余裕がない場合は入所（園）できません。

※下記のような理由だけでは入所（園）することはできません。

- ・家計が厳しいため
- ・子育てに手がかかるから
- ・集団生活に慣れさせたいから
- ・幼稚園よりも預かってもらう時間が長いから 等

※障がいのある児童は、審査会を開き集団生活が可能かどうかの審査を行います。

3. 平成 30 年度クラス年齢

クラス	児童の生年月日
0 歳児クラス	平成 29 年 4 月 2 日～
1 歳児クラス	平成 28 年 4 月 2 日～平成 29 年 4 月 1 日
2 歳児クラス	平成 27 年 4 月 2 日～平成 28 年 4 月 1 日
3 歳児クラス	平成 26 年 4 月 2 日～平成 27 年 4 月 1 日
4 歳児クラス	平成 25 年 4 月 2 日～平成 26 年 4 月 1 日
5 歳児クラス	平成 24 年 4 月 2 日～平成 25 年 4 月 1 日

4. 支給認定について

認可保育所を利用する方は入所申込みの際に支給認定の申請が必要になります。支給認定の申請に基づき宮古島市から支給認定証が交付されます。

※支給認定証は、保育所入所決定通知とは違います。支給認定証が届いても必ずしも入所出来るわけではありません。

●支給認定の区分

実施年齢	保育の必要性	支給認定区分	利用できる施設
3～5歳（教育認定）	なし	1号認定	・幼稚園 ・認定こども園（教育利用）
3～5歳（保育認定）	あり	2号認定	・認可保育所 ・認定こども園（保育利用）
0～2歳（保育認定）	あり	3号認定	・認可保育所 ・認定こども園（保育利用） ・小規模保育施設 ・家庭的保育施設

※2号・3号認定について、保護者が就労の場合、月64時間以上の勤務が対象となります。

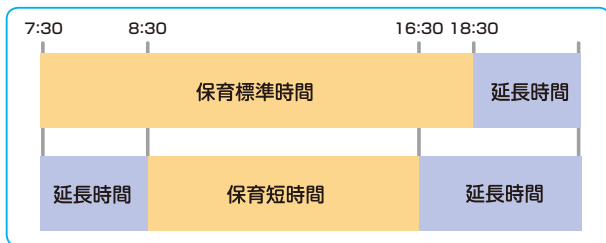
●保育の必要量に応じた利用区分

2号・3号の支給認定を受けた方は、保育を必要とする事由と保護者の状況により、「保育標準時間」と「保育短時間」の2種類に区分されます。

「保育標準時間」：フルタイム就労（月120時間以上）等に適用

「保育短時間」：パートタイム就労（月64時間以上120時間以下）等に適用

※就労時間が保育短時間に該当する場合でも、勤務形態等の理由で標準時間を希望する場合は、児童家庭課にご相談ください。



5. 支給認定申請及び入所申込に必要な書類について

●提出書類 ※提出書類は、各世帯の状況で変わりますので、ご確認ください。

- ・施設型給付費・地域型保育給付費等支給認定申請書・利用申込書（児童1人につき1枚記入してください）
 - ・保護者（父・母・同居の祖父母等）の状況を証明するもの（下記の表をご覧ください）
※同一敷地内に住居している学生以外の65歳未満の世帯員（祖父母・叔父・叔母等）についても児童を保育できない状況の証明書類が必要です。
 - ・児童の健康診断書（新規入所のみ）※在園児は転園希望の方のみ提出
 - ・同意書
 - ・以下に該当する世帯は、それぞれの書類
 - ①父子・母子家庭・・・・・・・・・・児童扶養手当証書の写し、又は母子及び父子医療受給証（※ない場合は母子・父子で生活していることの申立書を提出）
 - ②生活保護世帯・・・・・・・・・・生活保護受給証明書（宮古島市福祉事務所発行）
 - ③障がい者のいる世帯・・・・・・・・・・障がい手帳又は療育手帳の写し
 - ④保護者の一方が市外在中の世帯・・平成29年度所得課税証明書（住民票のある市町村で発行）
 - ⑤平成29年1月1日に宮古島市外に住所があった世帯・・・平成29年度所得課税証明書（父・母）
- ・申込児童1人ずつの書類が必要です。
- ・2人以上の児童の申込をされる場合は、申込人数分（部数）の書類提出が必要です。
- ・きょうだい同時に申し込む場合は、証明書類は原本は1枚で他はコピー提出でもかまいません。



保護者の状況	証明書類	備考
①勤務または採用予定の方	就労証明書 *市指定の様式	★入所期間・・保護者の就労期間
②自営業・内職をしている方及び協力者である方	自営業・内職申立書 *市指定の様式	税務署の受付印が押された個人事業の開廃業等届出書(控え)の写し、税申告書、営業許可証の写し等の提出も必要です。 ★入所期間・・保護者の就労期間
③農業経営者及び協力者である方	農業従事者証明書又は農業証明書 *市指定の様式	税申告書の写しも提出してください。 農業委員会より農業従事者証明書が発行できない場合は農業証明書を提出してください。 (居住地民生委員の証明が必要です。) ★入所期間・・保護者の農業従事期間
④産前・産後である	妊娠・出生証明書	妊娠の場合・産科医の発行する妊娠証明書 出産の場合・母子手帳の市長印が押印された出生届出済証明のページの写し ★入所期間：産前3ヶ月から産後6ヶ月まで
⑤保護者自身が病気である	診断書(保護者用) *市指定の様式	★入所期間・・診断書及び看護・介護証明の内容により決定します。
⑥保護者が看護・介護にあっている方	看護・介護証明書 *市指定の様式	
⑦求職活動中の方(起業準備を含む)	求職活動申立書 *市指定の様式	ハローワークからの求職受付票の写しを添付。求職活動の状況はできるだけ詳しく記入して下さい。 ★入所期間・・原則3ヶ月 入所後、就労した書類の提出が無い場合は退所となります
⑧就学中の方	就学申立書 *市指定の様式 在学証明書	授業日数、時間が確認できるカリキュラム等。職業訓練等は登録証など就学が確認できる書類 ★入所期間・・保護者が学校に通っている期間
⑨育児休業中の方	勤務証明書等 *市指定の様式	育児休業復帰予定の場合も、就労証明書でその旨の証明が必要です。 ※入所後、1ヶ月以内に職場復帰することが条件となります。 (4月1日入所の場合、5月1日までの復帰が条件となります。) ※継続入所の場合、原則として育休取得の対象となっている児童が1歳半になる月の末日まで、在園児の継続が可能です。
⑩災害復旧にあっている方	被災証明書	

6. 利用施設選択フローチャート

●0～2歳児（平成30年4月1日時点での年齢）

※0歳児はおおむね3ヵ月から（園によって異なります。）



保護者が就労、妊娠・
出産、疾病、介護等の
理由で、家庭におい
て保育ができない。

YES

NO

就労が理由の方は、
月64時間以上の
勤務がありますか？
※就労以外の理由
の方はYESへお進
みください。

YES

NO

- ・公立保育所
- ・法人保育所（園）
- ・小規模保育園
- ・家庭的保育施設
- ・認定こども園（保育）
- ・認可外保育施設

- ・認可外保育施設
- ・家庭での保育

●3歳児（平成30年4月1日時点での年齢）



保護者が就労、妊娠・
出産、疾病、介護等の
理由で、家庭におい
て保育ができない。

YES

NO

就労が理由の方は、
月64時間以上の
勤務がありますか？
※就労以外の理由
の方はYESへお進
みください。

YES

NO

- ・公立保育所
- ・法人保育所（園）
- ・認定こども園
（保育・教育）
- ・認可外保育施設

- ・認可外保育施設
- ・私立幼稚園
- ・家庭での保育
- ・認定こども園（教育）

●4～5歳児（平成30年4月1日時点での年齢）



保護者が就労、妊娠・
出産、疾病、介護等の
理由で、家庭におい
て保育ができない。

YES

NO

就労が理由の方は、
月64時間以上の
勤務がありますか？
※就労以外の理由
の方はYESへお進
みください。

YES

NO

- ・公立保育所
- ・法人保育所（園）
- ・認定こども園
- ・公立幼稚園
- ・私立幼稚園
- ・認可外保育施設

- ・公立幼稚園
- ・認可外保育施設
- ・家庭での保育
- ・私立幼稚園
- ・認定こども園（教育）

※私立幼稚園、認可外保育施設の利用申込み等については、直接園にお問い合わせください。

※保育料の多子軽減の適用範囲については、保育所（園）と幼稚園では異なりますのでご注意ください。

7. 保育料について

●保育料の決定について

保育料は、保護者の**市民税課税額(所得割)**により、保育料徴収基準額表に基づいて算定されます。

※但し、同居の祖父母等が生計の中心者の場合は祖父母等も含めます。

※保育料を決定する**市民税課税額(所得割)**は、配当控除、住宅借入金等特別税額控除、寄付金税額控除などの適用を受ける前の金額となります。

※**市民税課税額(所得割)**が確認できない世帯(未申告・税の証明の提出がない方等)は、第8階層の保育料になり、多子世帯の軽減措置の対象にもなりませんのでご注意ください。

※扶養に入っている方でも所得の申告は必ず行ってください。

《 保育料を決定するための税資料が必要な方 》

・平成29年1月1日に宮古島市に住所がなかった方 →

『平成29年度所得課税額証明書(所得・控除・課税額が記載されているもの)』を提出。

・平成30年1月1日に宮古島市に住所がなかった方 →

『平成30年度所得課税額証明書(所得・控除・課税額が記載されているもの)』を提出。

※平成30年度所得課税額証明書は1月1日に住民票のあった市町村より6月以降に発行されますので、取得後に提出をお願いします。
(平成30年7月末までに提出してください。)

※海外に住んでいた方は、1年間の収入等が確認できる書類を提出してください。
外国語で記載されている証明書類については和訳の提出もお願いします。

●保育料の切り替え時期

市民税の賦課決定が6月になっていることから、毎年4～8月は前年度の市民税課税額(所得割)、9～3月は当年度の市民税課税額(所得割)に基づいて保育料が決定されます。また、保育料の決定後に課税額が変更された場合は、遡及して保育料が変更になります。※前年度の市民税が変更になった場合は4月まで、当年度の市民税が変更になった場合は9月まで遡及します。

※毎年9月が保育料の切り替え時期となります。



●保育料の納付について

保育料の納付は、原則として口座振替です。口座振替依頼書は、児童家庭課・各保育所(園)にあります。

必要事項をご記入の上、口座をお持ちの金融機関窓口にて申込みをお願いします。口座振替を希望されない方は毎月保育所(園)を通して納付書をお渡しします。最寄りの金融機関窓口もしくはコンビニエンスストアなどで納付をお願いします。

※口座振替ができる金融機関：琉球銀行、沖縄銀行、沖縄海邦銀行
沖縄県農業協同組合、沖縄県労働金庫

※毎月10日(金融機関が休業の場合は翌営業日)に当月分の引き落としとなります。

宮古島市利用者負担額徴収基準額表（2号認定・3号認定）

階層区分	定 義	2号認定：満3歳以上		3号認定：満3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	6,000	5,800	8,400	8,200	
第3階層	市町村民税所得割	48,600円未満	11,900	11,600	14,300	14,000
第4階層		97,000円未満	22,100	21,700	24,200	23,700
第5階層		169,000円未満	26,500	26,000	35,100	34,500
第6階層		301,000円未満	27,500	27,000	37,500	36,800
第7階層		397,000円未満	28,500	28,000	40,500	39,800
第8階層		397,000円以上	31,500	30,900	43,500	42,700

「ひとり親世帯等」

階層区分	定 義	2号認定：満3歳以上		3号認定：満3歳未満		
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間	保育短時間	
第1階層	生活保護世帯等	0	0	0	0	
第2階層	市町村民税非課税世帯	0	0	0	0	
第3階層	市町村民税所得割	48,600円未満	5,450	5,350	6,650	6,500
第4階層		77,101円未満	6,000	6,000	9,000	9,000
		97,000円未満	17,100	16,800	19,200	18,800
第5階層		169,000円未満	21,500	21,100	30,100	29,500
第6階層		301,000円未満	27,500	27,000	37,500	36,800
第7階層		397,000円未満	28,500	28,000	40,500	39,800
第8階層	397,000円以上	31,500	30,900	43,500	42,700	

●多子世帯保育料軽減措置について

同じ世帯の2人以上のお子さんが、市内の認可保育園・公立幼稚園等を利用している場合は、認可保育園等に在園している2人目のお子さんの保育料は半額、3人目以降のお子さんは無料となります。

●幼児教育の段階的無償化について

年収約360万円相当の世帯については、第何子かを決定する際に算定対象となる子どもの年齢制限が撤廃され、第2子を半額、第3子以降は無償となります。（市町村民税非課税世帯については第2子以降は無償）また、年収360万円未満相当のひとり親世帯・障がい世帯等の場合は、第2子以降は無償となります。

年収360万円未満相当の世帯とは・・・市町村民税課税額(所得割合算)が57,700円未満の世帯
(ひとり親世帯等においては77,101円未満の世帯)

●宮古島市単独の多子軽減措置事業について

同じ世帯に中学生以下の子が4人以上いる場合は認可保育園等に通っているお子さんの保育料が無料となります。

※軽減措置を受けるためには申請が必要となります。

※年度内に申請がない場合、当該年度以降に申請があっても遡って保育料を軽減することができません。

8. 認可保育所(園)等について

●小規模保育施設について

定員が少人数(6～19人)で満3歳未満の子どもを対象にした保育施設です。3歳からは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

保育士の配置数などの基準の違いでA型とB型に分類されます

A型：保育従事者が全員保育士

(入江保育園・クララ保育園・とっこ保育園)

B型：保育従事者の半数以上が保育士

(ちゅうりっぷ保育園・ゆめの子保育園・めぐみ保育園・保育ルーム下里)

0歳

3歳

小規模保育施設利用

保育園(連携施設)利用

●家庭的保育事業について

定員が少人数(5人以下)で満3歳未満の子どもを対象にした施設です。3歳からは提携する保育園に転園し、継続して保育を利用できます。

0歳

3歳

家庭的保育施設利用

保育園(連携施設)利用

●平成30年度4月開所(予定)新設認可園について

「赤ちゃんの家いらは」が来年度から認可保育園への移行を予定しています。

他の認可保育園と同様に、市役所での申し込みを受け付けます。

保育料は徴収基準額表の保育料となります。

●認定こども園について

幼稚園と保育所の機能をあわせ持った施設です。平成30年度4月より、上野保育所と上野幼稚園、下地保育所と下地幼稚園それぞれ一体化し、認定こども園に移行する予定です。

認定こども園の利用にあたっては、教育のみを希望する場合(1号認定)と教育と保育を利用する場合(2・3号認定)で申込先が異なりますので、注意してください。

※保育料については、市が決定した保育料になりますが、私立施設については園の特別カリキュラムに係る経費が加算されます。

公立認定こども園保育料(下地認定こども園・上野認定こども園)

申込み先	支給認定区分	公立認定こども園利用料
市役所	1号認定	幼稚園保育料+園が設定する必要経費+給食費
	2号認定	保育園保育料+園が設定する必要経費
	3号認定	保育園保育料

私立認定こども園保育料（はなぞのこどもえん）

申込み先	支給認定区分	認定こども園利用料
認定こども園(私立)	1号認定	幼稚園保育料+園が設定する必要経費+預かり費用(希望者のみ)
市役所	2号認定	保育園保育料+園が設定する必要経費
	3号認定	保育園保育料+園が設定する必要経費

※「はなぞのこどもえん」への申込みに関しては、市役所へ申込みする際の書類とは別に、園へ提出する書類もあります。（2号・3号認定）

【お問い合わせ】 学校法人花園学園幼保連携型認定こども園
はなぞのこどもえん ☎(0980)73-4982

●障害児保育について

集団保育に適應できることが条件となります。申請書を提出後、入所出来るかどうかの審査会を開きます。
詳しくは児童家庭課の窓口までご相談ください。

●延長保育について

保護者の勤務時間や残業などやむを得ない事情により、保護者から申出により保育時間を超えて保育を行います。
申込み及び保育料等に関する事は各保育所(園)にお問い合わせ下さい。

●一時保育について

保護者の疾病・入院等、又は育児疲れの解消等私的理由等により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行います。申込み及び保育料に関する事は各保育所(園)にお問い合わせ下さい。

●認可外保育施設一覧


※認可外保育施設に関する詳細は直接その施設へお問い合わせください。

施設名	TEL	所在地
はっぴい保育園	0980-72-8329	平良字下里1285-7
リズム保育園	0980-73-1076	平良字西仲宗根550
わらび保育園	0980-75-5015	平良字東仲宗根添1166-576
しろくま託児所	0980-78-5433	伊良部字前里添763-2

●公立保育所



※定員は変更になる場合があります

保育所名	電話番号	定員	受入年齢 / 開所時間	延長保育	一時保育
東 保 育 所	72-2089	105	<p>【受け入れ年齢】 生後3ヵ月～5歳児</p> <p>【開所時間】 ●月曜日～土曜日 7:30～18:30</p> 	○	
北 保 育 所	72-2595	90		○	
馬場保育所	72-4884	90		○	
福里保育所	77-4500	75		○	
西城保育所	77-4712	60		○	○
砂川保育所	77-2226	60		○	
伊良部保育所	78-3554	80		○	
佐良浜保育所	78-4564	60		○	

延長保育

保護者の勤務時間や残業などやむを得ない事情により、保護者からの申出により保育時間を超えて保育を行います。
公立保育所の延長保育時間は、月～土 18:30～19:30 です。

一時保育

保護者の疾病・入院等、又は育児疲れの解消等私的理由等により一時的に保育を必要とする児童の保育を保育所で一時的に行います。申込み及び保育料等に関する事は各保育所（園）にお問い合わせ下さい。

病後児保育

東保育所で実施しています。申込み等については東保育所にお問い合わせ下さい。

障がい児保育

集団保育に適應できることが条件となります。事前にご相談下さい。

保育理念

保育所は、児童福祉法に基づき保育に欠ける子どもの保育を行い、その健全な心身の発達をはかり、ここに入所する子どもの最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしい生活の場である。保育士の倫理観に裏付けられた専門的知識・技術・判断・子どもの保育及び保護者への保育指導等、養護と教育が一体となった保育の内容を通して、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

又、地域の子育て家庭に対して、さまざまな専門機関等と連携を図りながら保育のスキル（技能）を生かし、地域に開かれた育児文化の拠点としての役割を果たして行く。

保育目標

保育所は、子どもが生涯にわたる人間形成にとって極めて重要な時期に、その生活時間の大半を過ごす場である。このため保育所の保育は、子どもが現在を最もよく生き、望ましい未来をつくり出す力の基礎を培うことを目指して行く。

《 明るく、やさしく、健やかに 》

- (1)十分に養護の行き届いた環境の下に、くつろいだ雰囲気の中で子どもの様々な欲求を満ち、生命の保持及び情緒の安定を図る。
- (2)健康、安全など生活に必要な基本的な習慣や態度を養い、心身の健康の基礎を培う。
- (3)人との関わりの中で、人に対する愛情と信頼感、そして人権を大切にする心を育てるとともに、自主、自立及び協調の態度を養い、道徳性の芽生えを培う
- (4)生命・自然及び社会の事象についての興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培う。
- (5)生活の中で、言葉への興味や関心を育て、話したり、聞いたり、相手の話を理解しようとするなど、言葉の豊かさを養う。
- (6)様々な体験を通して、豊かな感性や表現力を育み、創造性の芽生えを培う。



東保育所

住 所 平良字東仲宗根 677-8

電 話 72-2089

定 員 105名

受入年齢 3ヶ月～5歳児

延長保育 有り



●施設紹介●

幼稚園、小学校、高校などの教育施設や総合体育館、陸上競技場、野球場などのスポーツ施設、多目的運動場、学びの森などの自然環境に恵まれた場所に位置しています。保育室、園庭とも明るく広々とし、園庭には子ども達に大人気のカラフルな総合遊具が設置され、のびのびと活動できる環境になっています。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・地域交流
- ・世代間交流
- ・子育て相談
- ・病後児保育



西城保育所

住 所 城辺字西里添 1037

電 話 77-4712

定 員 60名

受入年齢 3ヶ月～5歳児

延長保育 有り



●施設紹介●

県道78号線沿の高台に位置し、周りはさとうきび畑に囲まれています。近くには牛舎や山羊小屋があり、のどかな農道で散歩を楽しむことができます。又、近くの社会福祉協議会の施設と交流したり、地域の行事等にも盛んに参加しております。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・地域交流
- ・世代間交流
- ・子育て相談
- ・一時保育



伊良部保育所

住所 伊良部字長浜 1394

電話 78-3554

定員 80名

受入年齢 3ヶ月～5歳

児延長保育 有り



●施設紹介●

世界最大数のフラダンスでギネスを更新した、伊良部大橋を渡ってくると島の中心地に伊良部保育所は設置されています。広々とした、園庭や保育室が魅力的で開放感も味わうことも出来る。自然豊かで園舎周辺には、ガジュマル、デイゴ、桑の実、シークアサー・松・椿・イヌマキ等が植えられていて、新緑が漂い季節感を感じることが出来、時折、白鷺が園庭に舞い降りてきて子ども達を和ませてくれたりもする。地域住民の繋がりが深く、それぞれの力を出し合い、子育てに協力的である。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・地域交流
- ・世代間交流
- ・子育て相談



佐良浜保育所

住所 伊良部字前里添 437-3

電話 78-4564

定員 60名

受入年齢 3ヶ月～5歳児

延長保育 有り



●施設紹介●

当保育所は、宮古本島より伊良部大橋を渡り約2.5km。島の北区(通称：佐良浜)に位置し、夏はかつお漁で賑わう島の玄関口である港の風景が一望できる高台にある。開所40年の歴史を持ち、地域との交流も多く、一人ひとりの子どもたちが大切に守られ、島の活性化にも繋がっている。人との関わりの中で、のびのびと意欲的に取り組める環境づくりを基に、心身ともに健全な子どもの育成を目指しています。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・地域交流
- ・世代間交流
- ・子育て相談



北保育所

住 所 平良字西仲宗根 611-1

電 話 72-2595

定 員 90名

受入年齢 3ヶ月～5歳

児延長保育 有り



●施設紹介●

団地型保育所として平良北市営住宅の1階に所在。広々とした大ホールとウッドテラスがあり、雨の日でも体をおもいきり動かして遊び、近所には児童センターや学びの森があり、お散歩コースに取り入れて楽しむことができる。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・世代間交流
- ・地域交流
- ・子育て相談



馬場保育所

住 所 平良字下里 1020-5

電 話 72-4884

定 員 90名

受入年齢 3ヶ月～5歳児

延長保育 有り



●施設紹介●

馬場団地内に位置し、お部屋の大きな窓から見える広い園庭はいつでも園庭で遊びたい子どもの心境を誘い、園庭には遊具の他に大きなガジュマルの木があり、天気の良い日は木登りやガジュマルの葉っぱでの遊びを楽しみ、近くには多目的広場、カママ嶺公園があり散歩コースとして楽しんでいます。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・世代間交流
- ・地域交流
- ・子育て相談



福里保育所

住 所 城辺字福里 377-5

電 話 77-4500

定 員 75名

受入年齢 3ヶ月～5歳

児延長保育 有り

●施設紹介●

5歳児クラスを取り入れ、城辺小学校、中学校との交流を行っています。また、老人クラブや放課後児童クラブとの交流、図書館の行事への参加や、幼年、少年防火クラブ員として活動するなど、地域との交流もしています。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・地域交流
- ・世代間交流
- ・子育て相談



砂川保育所

住 所 城辺字砂川 599

電 話 77-2226

定 員 60名

受入年齢 3ヶ月～5歳

児延長保育 有り

●施設紹介●

緑豊かな農村風景が広がる中、砂川幼稚園、小学校、中学校に隣接し、城辺地区や他の福祉施設を訪問したりして地域交流や世代間交流を深めています。

保育所の活動の特色として

所内菜園を利用して夏野菜、冬野菜の種まきをし、水やりや草取り等の活動を通して作物の生長の様子を観察しながら育てて収穫します。収穫した野菜は夏祭りやクッキング、カレーパーティの材料に使用し、育てて食するという「食育」を通して情操教育に役立てています。

●取組事業●

- ・障がい児保育
- ・延長保育
- ・地域交流
- ・世代間交流
- ・子育て相談

